

富山市トライアスロン協会規定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、富山市トライアスロン協会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を富山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、富山市を中心に、トライアスロン競技の普及及び振興を図り、生涯スポーツとして、トライアスロン競技者の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) トライアスロン大会の実施
- (2) トライアスロンに関する講習会の開催及び指導者の養成
- (3) トライアスロンに関する競技の研究及び指導
- (4) トライアスロンに関する国内外競技大会に対する代表選手の選定及び派遣
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産)

第 5 条 本会の資産は次のものとする。

- (1) 会費収入
公益社団法人日本トライアスロン連合（以下JTU）のホームページより会員登録及び年会費の振込みが完了した一般会員数に応じ、JTUと富山県トライアスロン協会を通して登録料・手数料などを差し引いたものが支給される。
- (2) 事業収入
- (3) 大会からの協力費
- (4) 刊行物、広告等の収入
- (5) 賛助会費の収入
- (6) 寄附金、補助金収入
- (7) その他の収入

(資産の確保)

第 6 条 本会の資産は理事長が管理し、うち現金は理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により保管する。

(収支決算)

第 7 条 本会の収支決算は理事長が作成し、事業報告書及び決算書とともに、監事の意見書を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後、2か月以内に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の承認を経て資産に編入し、翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 8 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び会員

(役員)

第9条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 相談役 1名
- (3) 理事長 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名以内

(役員を選任)

第10条 会長、相談役、理事長及び事務局長は、役員相互により指名し、総会において選任する。

2 理事は、総会または理事会において、次の各号に掲げる者の中から選任し、理事会を構成する。

- (1) トライアスロンの見識がある者。
- (2) トライアスロンの競技経験が豊かな者。
- (3) 他の役員が推薦する者。

3 監事は、理事会において選任する。

(役員職務)

第11条 会長は本会の事業を総括し、本会を代表する。

2 会長が空席のとき等は理事長が、理事長が空席のとき等は事務局長がこれを代行する。

3 理事は理事会を組織し、本会の事業を議決し執行する。

(監事職務)

第12条 監事は、本会の事業及び会計に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 資産の状況を監査すること。
- (2) 資産の状況または、事業の執行について不正の事実を発見したとき、これを理事会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするため、必要があるときは理事会を招集すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

3 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(役員解任)

第14条 役員は、次の各号の一つに該当するときは、理事の3分の2以上の議決により、役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(会員)

第15条 本会の趣旨に賛同し、心身ともに健全な者で、入会を申し出た者は会員となることができる。

2 協賛会員は、関係団体もしくは企業及びその所属者とし、トライアスロン競技の技術の提供、もしくは金品の提供が可能とする。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理する事務局をおく。

2 職員は、理事会の承認を得たうえで、会長が任命する。待遇については必要に応じ定める。

第5章 総会

(総会)

- 第17条 総会は年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催できる。
- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面をもって予め意志を表明した者は出席とみなす。
 - 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 4 総会では、次の事項を附議する。
 - (1) 役員選出に関する事項
 - (2) 事業報告及び事業計画に関する事項
 - (3) 収支予算及び収支決算に関する事項
 - (4) その他重要な事項

第6章 理事会

(理事会)

- 第18条 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。
- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面をもって予め意志を表明した者は出席とみなす。
 - 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 4 理事会では、次の事項を附議する。
 - (1) 規定に関する事項
 - (2) 事業報告及び事業計画に関する事項
 - (3) 収支予算及び収支決算に関する事項
 - (4) 資産、借入金についての事項
 - (5) その他総会に附議する事項

第7章 書類及び帳簿の備付等

(書類及び帳簿の備付)

- 第19条 本会に次の書類及び帳簿を備え付けなければならない。
- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 規定 | (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 |
| (2) 役員及びその他の名簿 | (5) 総会及び理事会の議事に関する書類 |
| (3) 資産台帳及び負債台帳 | (6) その他必要な書類及び帳簿 |

第8章 補則

(解散)

- 第20条 本会の解散は、理事の4分の3以上の議決を受けなければならない。

(補則)

- 第21条 この規定についての細則は、理事会の議決を経て、別途定める。

附 則

- *この規定は、平成19年3月25日から施行する。
- *平成29年5月1日 第5条会費収入改正。
- *令和元年5月24日 第4章9条(2)副会長2名以内から相談役1名に変更。
- * " 第4章10条各号の理事の選任対象者を変更。
- * " 第4章10条11条より「副会長」「副理事長」を削除。